

議題（3）西尾市地域公共交通計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）について

1 概要

公共交通の運行にあたり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」）を活用するためには、その内容について計画本体へ記載し、毎年度計画別紙を作成した上で、西尾市地域公共交通活性化協議会で協議し、国土交通省に対して、提出することが求められております。

一色地区の相乗りタクシーについては補助金の活用をしており、令和9年度についても引き続き活用する計画のため、その内容について協議をいただくものです。

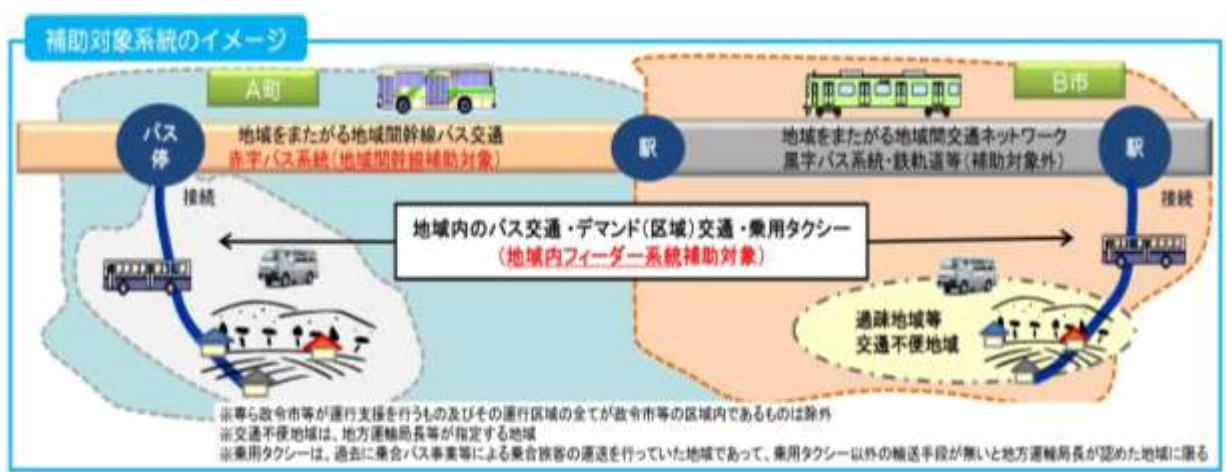
2 対象事業

（1）地域内フィーダー系統確保維持事業

地域公共交通の幹となる地域間幹線（西尾市では名鉄バス㈱の運行するふれんどバス及び名鉄東部交通㈱が運行する岡崎・西尾線、一色線が該当）に対して枝のような役割をする乗合バスや乗合タクシー、乗用タクシーに対する補助事業である。

（2）主な交付要件

- ・地域公共交通計画（本体、別紙）に補助系統を位置づけ、確保維持改善事業の必要性、定量的な目標・効果及び評価手法、等の記載があること。
- ・補助対象地域間幹線系統バスに接続するものであること
- ・新たに運行を開始または、従前から公的支援を受けているもの



3 補助申請対象期間

令和9年度（令和8年10月～令和9年9月）

4 補助対象路線

相乗りタクシー

5 計画別紙の内容

資料3-1のとおり

6 別紙策定及び承認予定日

令和8年6月11日